



みんなが楽しく安全に生活するために、きまりを守り、明るく楽しい学校をつくりましょう。

### 1 交通ルールを守り安全に気をつけて登下校します。

- ① 7時40分から8時15分までに登校します。8時20分には着席できるようにします。
- ② 下校時刻を守り、下校の放送が流れたらすぐに下校します。
- ③ 原則として歩いて登下校し、決められた通学路を通ります。また、寄り道はしません。
- ④ 歩道では道いっぱいには広がらず、右側(場所によっては左側)を歩きます。
- ⑤ 8時20分をすぎて登校したときは、職員室で登校したことを告げてから教室に行きます。

### 2 決められた服装を守り、身だしなみに気をつけます。

- ① 決められた標準服を着て登校します。(「服装に関するきまり」参照)
- ② カッターシャツ・ブラウス・ポロシャツ・体操シャツのすそはズボンに入れます。スカートはひざくらいの長さになります。スカートのひもは肩にきちんとかけます。
- ③ 学校では、登校したらすぐ名札を必ずつけます。(下校する前に教室に名札を置いて帰ります。1年生は9月～)
- ④ 校舎内ではシューズをきちんとはき(かかとをふまない)、帽子や手袋、ジャンパーなどは脱ぎます。遊び時間はマフラーやネックウォーマーの着用は禁止します。(けがを防ぐため)
- ⑤ 髪の毛が目にかかりそうになったら、結んだりピンで留めたりします。また、髪の毛が肩にかかる場合は、結びます。髪につけるゴムやピンは、飾りのない安全なもので色は黒・紺・茶にします。
- ⑥ 髪の毛を染めることやパーマをかけること、剃りこみ、モヒカンやツーブロックなど奇抜な髪型、周囲の人が不快に思うような髪型は禁止し、学習の場にふさわしい髪型にします。眉剃りも禁止します。
- ⑦ ピアス・ネックレス・ブレスレット・ミサンガ・口紅・つめへのマニキュアなどのかざりは禁止します。

### 3 必要のないものは持ってきません。

- ① 学習に必要なものは持ってきません。不必要なお金・携帯電話なども持ってきません。また、ランドセルや筆箱にキーホルダーや飾りなどをつけません。
- ② 筆箱(1～3年生は箱型、4～6年生も箱型が望ましい)には、鉛筆4～5本、消しゴム(シンプルで消しやすい物)、ものさし、赤青鉛筆(5、6年生は赤ボールペン可)を入れ、シャープペンシルは持ってきません。

#### 4 家に帰ってからも交通ルールやマナーを守り安全に気をつけて生活します。

- ① 児童だけで、校区外、川や海、ゲームセンター・ショッピングモール・カラオケボックスには行きません。
- ② 児童同士、お金や物のやりとりはしません。
- ③ 用がないのに、お店やよその家の庭や車庫、マンションなどに勝手に入ったり遊んだりしません。
- ④ エアガンや火遊びなどの危険な遊びはしません。
- ⑤ 夕方5時には遊びをやめて家に帰ります。(夕暮れが早い冬季は5時には家に着くように帰ります。)
- ⑥ 自転車は、1～2年生は子どもだけで道路で乗りません。3年生は自転車安全教室が終わってから乗ります。  
3～6年生は校区内で乗ります。また、二人乗りやスピードの出しすぎ、とび出しはしません。
- ⑦ 携帯電話やパソコンなどによるインターネットを使うときには、保護者と一緒に家庭におけるルールをつくり  
ます。ルールが守れない場合はどうするかも家庭で話し合います。他の人の悪口や個人情報を書きこむことは  
絶対にしません。書きこんだことは消えません。子ども同士のメールやSNSなどのやりとりはやめましょう。

#### 5 廊下は静かに右側を歩きます。

- ① ぶつかって大けがをすることもあるので、絶対に走りません。特に曲がり角や教室からのとび出しに気をつけます。
- ② 授業中の教室移動は、他の教室の授業のじやまになるので絶対にしゃべりません。

#### 6 休み時間はルールを守り安全に気をつけてすごします。

- ① ろうかや階段では追いかっこなどして遊びません。また、体育館や体育倉庫、校舎の裏には行きません。
- ② 管理棟(特別教室棟)には、用のないときは行きません。

#### 7 時間をきちんと守ります。

- ① 始まりのチャイムが鳴り終わるまでに授業が始められるように席に着きます。(ベル着)
- ② 小休憩は次の授業の用意をしたりトイレに行ったりしたあと、教室内ですごします。

#### ○ 学校では、次の点についても、自分からすすんで行いましょう。

- ① 登下校では見守りの方に、学校では先生や友達、お客さんに元気なあいさつをします。
- ② 机やロッカーを整えます。教室から離れる時は、いすをきちんとしまいます。
- ③ トイレのスリッパやくつ箱のくつはきちんとそろえます。
- ④ そうじは時間いっぱいしていねいにすみずみまで行います。(雑巾は手洗い場で洗わず、バケツを使います。)
- ⑤ 水道の水を使った後は、蛇口をきちんと閉めます。
- ⑥ かさ立てに入れるかさは、きちんと巻いて留めます。

## 8 「特別な指導」について

○児童がまわりを守れなかった場合等は、状況に応じて教育活動と異なる「特別な指導」を行います。その内容と期間については保護者と連携し調整します。「特別な指導」は、児童自ら起こした行動をふり返り、その原因や問題性に気づき、今後どのように行動すればよいか等を考えさせ、良い学校生活を送れるようにしていくことを目的として行います。

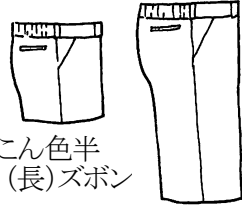
指導	問題行動	指導内容と方法
1	学校のきまり違反 ・服装（シャツ出し、靴のかかと踏み等も含む） ・頭髪 ・不要物 ・授業妨害 ・携帯電話 など その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為	①その場で指導。 ②指導に従わないなどの指導無視及び暴言などがあった場合は、別室で「特別な指導」。 ③「特別な指導」をした場合は、保護者に連絡。必要に応じて、保護者同席のもと指導。 「特別な指導」は別室で行動のまちがいを認識させる指導（説諭、ふり返り文、ソーシャルスキルトレーニング、奉仕活動など）や教科指導を行い、期間は状況や発達段階を考慮し、1時間～3日程度とします。
2	いじめに関すること	①別室で事実確認。事実が確認できた場合は、「特別な指導」。
3	法に触れる行為A （法規・法令違反） ・飲酒、喫煙 ・夜間徘徊など	②保護者と連携をとり保護者同席のもと指導。 何がいけないか分かった後、相手方の意思を確認し謝罪。 いじめについては、教職員の組織的・継続的な指導が必要な状況にあるもの場合
4	法に触れる行為B （犯行為） ・万引き、窃盗 ・威圧、強要行為 ・建造物、器物損壊 ・暴力行為 ・危険物所持 など	③いじめに関しては、指導してもこれらの行為をくり返す場合、関係機関（相談機関・警察等）と連携。 「法に触れる行為A・B」…原則、関係機関（相談機関・警察等）と連携。 「法に触れる行為B」…学校全体の秩序が脅かされ、児童が安心して登校できない状況をつくる行為については、教育委員会と連携し出席停止の措置をとる場合もある。

ふくそう かん  
**服装に関するきまり**

ひょうじゆんふく ほんこう かず き  
**標準服**…本校では下図のように決めています。この範囲で、<sup>はんい きこう たいちよう</sup>気候・体調にあわせて組み合わせて着ま  
 しょう。



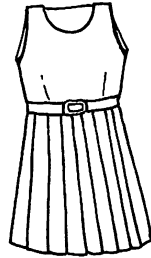
こん色ステンえり  
 (金色ボタン)



こん色半  
 (長)ズボン



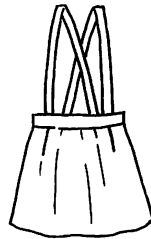
こん色まるテーラー  
 (こん色四ヶボタン)



こん色  
 ジャンバースカート



白色カッターシャツ



こん色  
 ギャザースカート  
 または  
 プリーツスカート



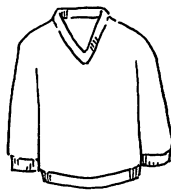
白色ショール  
 カラーブラウス



白色ポロシャツ  
 (ながそで)



白色ポロシャツ  
 (はんそで)



こん色セーター  
 (まる首可)



こん色カーディガン  
 (まる首可)  
 (ボタンをとめます)



こん色ベスト  
 (まる首可)

- ※ ながズボンは、紺または黒の一色で、ラインなどの飾り気のないものとします。
- ※ ジャージ、ブルージーンズ、ナイロン製ズボン、トレーナー、Tシャツは標準服としません。

**くつ**

あし あ うんどう  
 ○足に合う運動しやすいもの。  
 つうきせい  
 通気性のよいもの。

ぬ  
 脱いだり、はいたりしやすいもの。  
 そこ  
 底にスパイクがついていないもの。

**シューズ (上ぐつと体育館シューズ兼用)**

○指定のもの。

**体操服**

○指定のもの。(冬季はジャージのながズボン着用許可…色は黒または紺、ラインやワンポイントOK)

とざん ぐつ やバス  
 ケットシューズ  
 などは不可。

**くつ下**

いろ しろ こん くる  
 ○色は白、紺、黒のスクールソックス。  
 (くるぶしより上で、ひざ下)

**その他**

○シャツやブラウスの下に着ているTシャツや下着は襟元から見えないもの。

○寒さをふせぐためのジャンパー・手袋・マフラー・ネックウォーマーについては、色柄が華美にならないもの。教室では脱ぐ。

○安全上、耳あては禁止。

○帽子の指定はなし。華美にならないもの。